

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第七十九条の規定によつて、広島県行政不服審査会の答申第一号の内容について、別紙のとおり公表する。

平成二十九年六月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

諮問庁：A市長

諮問日：平成29年4月21日

(平成29年度諮問第1号)

## 答 申 書

### 第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

平成28年6月28日に審査請求人より申立てのあった、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第75条の規定に基づく処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（A市長）の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨（平成28年6月28日付け審査請求書、平成28年7月8日付け補正命令による平成28年7月17日付け審査請求書及び平成28年8月8日付け補正命令による平成28年8月13日付け審査請求書）

平成29年3月29日付けで審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）第2の1のとおりである。

#### 2 審査庁の主張の要旨

##### (1) 平成29年4月21日付け諮問説明書（以下「諮問説明書」という。）

###### ア 当審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える（審理員意見書の主張と同趣旨）。

###### イ 考え方の理由

###### (ア) 認定事実

平成29年3月29日付け審理員意見書の第1の1のとおり的事实があったと認定する。

###### (イ) 判断

審理員意見書の第3の2の(1)及び(2)のとおり判断する。

###### (ウ) 結論

前記第2の2の(1)のイの(ア)及び(イ)のとおりであるので、審査請求人の本件審査請求に係る主張には理由がない。

##### (2) 平成29年5月29日付け補充の諮問説明書（以下「補充諮問説明書」という。）

###### ア 本件処分の原因となった地域の都市計画策定に当たり行われた会議等について

(ア) 本件処分の原因となった地域の都市計画（以下「本件都市計画」という。）の策定に当たり、公聴会を実施したか否かを審査会から審査庁へ照会した。

審査庁からは、当時公聴会を実施したことが分かる資料が残っておらず、実施については不明との回答を得た。

(イ) 本件都市計画の策定に当たり、「市町村都市計画審議会における審議」を開催したか否か、審査会から審査庁へ照会した

審査庁からは、平成2年に開催したA市都市計画審議会の開催案内及び添付資料の写しを添えて、実施した旨の回答を得た。

(ウ) 本件都市計画の策定に当たり、地域住民との合意形成目的の協議の実施の有無について審査会から審査庁へ照会した。

審査庁からは都市計画案の縦覧の公告の写し等資料を添えて、本件都市計画の案を縦覧に供し、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日まで意見書の募集をしていた旨の回答を得た。なお、当時実際には意見書は全く提出されなかった旨の回答を、補充諮問説明書の提出の際に補足として受けた。

イ 本件処分に至るまで審査請求人に対して審査庁が交付した全ての通知書類のうち、諮問書に記載されていない通知書類の送付年月日について審査会から審査庁へ照会した。

審査庁からは、全ての受益者負担金に係る督促状及び催告書の発送年月日が記載された一覧資料の回答を得た。

ウ 本件処分の原因となった下水道事業受益者負担金の賦課対象区域について、下水道受益者負担金賦課対象区域の告示及び下水道供用開始の告示に関する書類の提出を審査会から審査庁へ対して依頼したところ、提出があった。

エ A市の公共下水道の排水区域が分かる図面の提出を審査会から審査庁へ対して依頼したところ、提出があった。

オ 審査請求人による「不服申立てに関する教示がなかった」という主張について調査するため、処分庁が、差押処分に至るまでに行った処分の際に、法定の不服申立ての教示をしていたことが分かる書類の提出を審査会から審査庁へ対して依頼した。

審査庁からは、平成23年度下水道事業受益者負担金・分担金決定通知書兼納入通知書の写し及び督促状の写しの提出があり、不服申立てに関する教示が確認できた。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 争いのない事実

処分庁においては、各年度の受益者負担金納入通知書を送達後、これらに係る督促状を各納期限到達後に送達した。また、審査請求人においては、受益者負担金及び延滞金が未納であったことについて争いはない。

#### 2 判断

##### (1) A市下水道事業の正当性について

審査請求人は処分庁が行う下水道事業そのものに不服を述べているが、当該事業の進め方については本件審査請求とは直接関係がなく、審理員が判断するものではない。

(2) 本件処分の違法性について

本件処分に係る受益者負担金の督促については、法第 75 条第 3 項に規定がある。また、同条第 4 項の規定により、市町村にあつては条例で定めるところにより、滞納金に係る延滞金を徴収することができる」と規定されており、処分庁においては、A 市が下水道事業の受益者負担金について定めた条例（以下「条例」という。）第 9 条に延滞金についての定めがある。よつて、本件処分に係る下水道事業受益者負担金及び延滞金の督促は、適法である。

また、本件処分は、法第 75 条第 7 項に規定する 5 年間の時効の期間内に、同条第 5 項の規定により国税滞納処分の例により適切に行われたものであるため、この点においても適法である。

(3) 本件処分の不当性について

審査請求人は下水道整備事業によつて、土地の資産価値の増加という特別な受益を受けている。下水道事業に係る受益者負担金の趣旨は、下水道事業によつて受益を受ける者と、下水道事業による受益を受けられない者との公平の観点から導かれるものである。受益者負担金を支払わなかつた結果本件処分を受けたことについては、他の受益者であつて受益者負担金を支払つた者との公平性の均衡を図るうえで、不当であるとまではいえない。

(4) 結論

よつて、本件審査請求を棄却するとの結論が妥当である。

第 4 調査審議の経過

1 審査庁から審査会へ諮問（平成 29 年 4 月 21 日）

2 第 1 回審議（平成 29 年 5 月 16 日）

(1) 審議内容

審査会事務局から委員に対して事案説明を行い、本件処分に係る審議を行った。

(2) 審議結果

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 74 条の規定による調査を行うことが必要と認めため、行政不服審査法施行条例（平成 28 年広島県条例第 2 号）第 10 条第 6 項の規定により、当該調査を行うための決議を行った。

3 調査権限の行使

平成 29 年 5 月 17 日付けで、審査会から審査庁に対し補充の諮問説明書又は資料の提出の求めを行った。

4 調査権限に対する回答

平成 29 年 5 月 29 日付け、審査庁から補充の諮問説明書及び資料の提出を受けた。

5 第 2 回審議（平成 29 年 6 月 13 日）

(1) 審議内容

審査庁から前記第 4 の 2 の(2)の調査に対して、第 2 の 2 の(2)のとおり回答があつたため、当該回答の結果について、審査会事務局から委員に対して報告を行い、本

件処分に係る審議を行った。

(2) 審議結果

審査会事務局が作成した答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

第5 審査会の判断の理由

1 A市下水道事業の不当性について

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、下水道整備によって環境衛生や土地の利便性が向上するとしながらも、そのために建設費の一部を負担して受益者負担金を徴収することは不当である旨を主張する。

また、本件処分の原因となった土地に建築されている家は他人に貸しており、目の前を川が流れていることから今後も浄化槽で対応する予定であり、下水道へ接続するために必要な公共ますを設置していない旨を主張する。

さらに、審査請求人はA市の下水道整備の担当課が実施した説明会当時から事業に反対しており、個人の考え方を尊重すべきであると主張する。

(2) 当審査会の（調査）審議

ア 受益者負担金とは、ある特定の事業を行うに当たって、「当該事業によって特別の利益を受ける者がいる場合、その者に対して課せられるもの」である。公共下水道については、

(ア) その整備により特定の地域について環境が改善され、未整備地区に比べて利便性・快適性が著しく向上し、当該地域の資産価値を増加させること。

(イ) 加えて、当該利益を受ける者の範囲が明確であること。

等の理由から、法第75条第2項の規定により受益者負担金制度が採用されている。

裁判においても、公共下水道事業によって土地の資産価値が上昇することを認めた上で、当該事業による受益者の利益について、「土地の資産価値の増加は当該土地の所有者等にとっては、未だ下水道が整備されていない地域の住民及び同一排水区域内の土地所有者等以外の住民に比較して著しい利益（特別の利益）であると言わねばならない」（広島地裁昭和56年11月4日判決・広島地裁昭和46年（行ウ）第13号／昭和48年（行ウ）第9号）と判断されている。

イ A市における下水道事業受益者負担金の受益者は、条例第2条第1項により土地の所有者と規定される。本件処分の原因となった土地のように複数人で所有している土地については、A市が下水道事業の受益者負担金について定めた条例の施行規則第3条に基づいて受益者のうち代表者を定めて下水道事業受益者申告書を提出する必要があるが、当該申告がなされない場合、同規則第17条の規定により処分庁は職権により受益者を認定することができる。処分庁においては、平成23年度下水道事業受益者負担金・分担金決定通知書兼納入通知書から、審査請求人を受益者と認定していることが認められる。

ウ 下水道法（昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号）第 10 条第 1 項では、「公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者…は、遅滞なく…その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（略）を設置しなければならない」と規定されており、公共下水道の供用が開始された土地の所有者は、浄化槽の設置の有無にかかわらず、下水を公共下水道に流入させるための施設を設置する必要がある。

エ 下水道事業は、地方公共団体等が策定する都市計画に基づいて行われるものであり、当該都市計画の変更にあたっては、法第 21 条第 2 項の規定により準用する法第 17 条第 1 項の規定により、変更を行う旨を公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供することとされている。処分庁においては、本件都市計画の変更にあたり、法に規定されるとおり、変更後の本件都市計画案の縦覧を実施していた。また、法第 21 条第 2 項の規定により準用する法第 17 条第 2 項の規定により、都市計画案の公告があったとき、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について意見書を提出することができる。処分庁においても、本件都市計画案の公告に意見書の提出が可能な旨を記載していた。そして、審査請求人をはじめとして、当該地域の住民及び利害関係人から意見書の提出がなされた事実は認められない。

### (3) 判断

下水道事業の実施は、土地の利便性の向上や環境衛生の改善など、一般的にその土地の所有者にとって有益な事業である。

処分庁が行った下水道事業は、法に基づき、平成 2 年から計画性をもって行われたものであり、審査請求人が所有する土地が排水区域に該当することも、計画策定当時、都市計画案の縦覧により公告されていた。また、処分庁は、当該都市計画への意見書の提出を受け付けるという方法によって、当該都市計画に対し住民個人の考えを反映させるよう努めており、個人の考え方を尊重しなかったという審査請求人の主張には理由がない。

よって、不当とはいえない。

## 2 本件差押処分の違法性及び不当性について

### (1) 審査請求人の主張

審査請求人は、下水道事業受益者負担金の支払をしない場合、当該受益者負担金及びその延滞金について強制的に差押処分を行うことはおかしい、と主張する。

### (2) 当審査会の（調査）審議

ア 本件処分は、法第 75 条第 5 項の、受益者負担金の「督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国等は、国税滞納処分の例により、前 2 項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる」との規定に基づいて行われた処分である。同規定によれば、国税滞納処分の例により負担金及び延滞金を徴収することができる要件（以下「差押要件」とい

う。)は、①督促を受けた者が、督促により指定された期限までにその納付すべき金額を納付していないこと、②督促を行っていることの2点である。

イ 前提として、受益者負担金の督促は、法第75条第3項に「受益者負担金を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない」との規定がある。また、延滞金の徴収については、同条第4項において、同条第3項に基づく督促を行う場合において、市町村にあつては条例で定めるところにより「年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる」（原文ママ）と規定している。処分庁においては、条例第9条において下水道事業受益者負担金に係る延滞金についての規定を設けている。

ウ 差押要件①について、審査請求人においては、処分庁が賦課した下水道事業受益者負担金及び延滞金の支払を拒否しており、本件処分が行われた時点で当該受益者負担金及び延滞金の支払がなされていなかったことについては争いが無い。

エ 差押要件②について処分庁は、本件処分に係る受益者負担金の督促を、法第75条第3項の規定に基づき、審査請求人に適切に行っていたことが認められる。

### (3) 判断

本件処分に至る手続は法に基づいており、適法である。また、下水道事業受益者負担金を支払わなかった結果、本件処分を受けたことについては、下水道事業受益者負担金を支払った者との公平性の観点から、不当であるとはいえない。

## 3 不服申立てに関する教示の有無について

### (1) 審査請求人の主張

審査請求人は、不服申立てに関する教示をしていないことは違法であると主張する。

### (2) 当審査会の（調査）審議

平成28年8月8日付け補正命令による平成28年8月13日付け審査請求書に添付された差押調書をはじめとして、処分庁が審査請求人に対して送付したA市下水道事業受益者負担金・分担金決定通知書兼納入通知書及び処分庁が送付した督促状について、不服申立てに関する教示が記載されていることを確認した。

### (3) 判断

処分庁は、審査請求人に対して行った、本件処分をはじめとする下水道受益者負担金の賦課に係る全ての処分について、適切に不服申立て（異議申立て）の教示を行っていることが確認できたので、違法であると主張する審査請求人の主張には理由がない。

広島県行政不服審査会第1部会

委員（部会長） 酒 井 朋 子

委員 横藤田 誠

委員 椋 大 樹